|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 監査委員事務局 |
| 任命権者 | 代表監査委員 |
| 計画期間 | 令和７年度～令和11年度（５年間） |
| 目標 |
| 1. 雇用に関する目標
 | 障害者雇用の促進に関する理解を促すことと合わせ、障害のある職員が在籍する場合には、合理的配慮の徹底を目指します。 |
| 1. 定着に関する目標
 | 当該年度に在籍する職員の当該年度末における定着率について、前年度を上回ることを目指します。 |
| 取組内容 |
| １． 推進体制 | 令和元年度に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、監査委員事務局においては、課長の職にある者を障害者雇用推進者として選任しました。今後、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講します。 |
| ２．支え合う意識の醸成 | 障害の有無に関わらず、監査委員事務局で働くすべての職員にとって働きやすい職場の実現が求められます。その実現のために、継続した職員研修を実施するとともに、庁舎内実習等を活用し、特性に応じた合理的配慮等を直接学び、職員一人ひとりの障害に対する理解を深めていきます。 |
| ３．職務の選定、適材適所の配置 | 現に勤務する障害のある職員や今後採用する障害のある人の能力や希望も踏まえ、着実に職務の選定及び創出を行います。 |
| ４．活躍推進を後押しする環境整備 | 障害特性に配慮したハード面の整備や就労支援機器の導入等について、市長部局と連携しながら、可能なものから充実を図っていくとともに、定期的に面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施していきます。 |
| ５．多様な働き方の充実 | 効率的に勤務できる環境整備を図る観点から、柔軟な勤務形態の一環として実施している時差勤務制度やテレワーク勤務を必要に応じて活用できる環境整備を引き続き行います。 |
| ６． 障害者の活躍の場の拡大推進 | 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大推進を図ります。 |